明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○東日本大震災復興特別区域法の施行期日を定める政令（四〇八）　二
○東日本大震災復興特別区域法施行令（四〇九）　五

〔府　令〕

○東日本大震災復興特別区域法施行規則（**内閣府**六九）　三

〔府令・省令〕

○厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（**内閣府・厚生労働**九）　三
○東日本大震災復興特別区域法第四十九条第二項及び第五十五条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令（**内閣府・農林水産**九）　三
○東日本大震災復興特別区域法第四十八条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令（**内閣府・農林水産・国土交通**一）　三
○東日本大震災復興特別区域法第五十三条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興整備事業を定める命令（**内閣府・国土交通**一）　三
○東日本大震災復興特別区域法第五十三条第四項及び第五十四条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興整備事業を定める命令（**内閣府・国土交通**二）　三
○東日本大震災復興特別区域法第五十三条第四項及び第五十四条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興整備事業を定める命令（**内閣府・国土交通**三）　三
○東日本大震災復興特別区域法第五十三条第五項、第五十四条第四項及び第五十六条第三項に規定する国土交通大臣等に対する協議に関する命令（**内閣府・国土交通**四）　三
○東日本大震災復興特別区域法第十八条第一項の認定の申請に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（**同**五）　三
○東日本大震災復興特別区域法第四十九条第六項に規定する国土交通大臣、環境大臣等に対する協議に関する命令（**内閣府・国土交通・環境**一）　三

〔省　令〕

○東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（**総務**一六八）　三
○不動産登記規則の一部を改正する省令（**法務**四一）　三
○厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（**厚生労働**一五一）　三
○農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（**農林水産**六六）　三
○農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（**農林水産・国土交通**二）　四
○農林水産省・国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（**農林水産・国土交通・環境**三）　四
○地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（**国土交通**九六）　四
○国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（**同**九七）　四
○国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（**国土交通・環境**四）　四
○環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（**環境**三五）　五

〔告　示〕

○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第三項に基づき利子補給率を定める件（**内閣府**三二〇）　五
○東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二条第六項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法、基準及び区分を定める件（**厚生労働**四六八）　五
○除染等業務特別教育規程を定める件（**同**四六九）　五
○農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第七条第二項及び東日本大震災復興特別区域法第四十九条第二項及び第五十五条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令第一条第二項の農林水産大臣が定める書類（**農林水産**二四一二）　五
○農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第一条及び東日本大震災復興特別区域法第四十八条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣及び国土交通大臣が定める書類（**農林水産・国土交通**四）　五
○農林水産省・国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第一条及び第二条の農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める書類（**農林水産・国土交通・環境**三）　五
○国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第十三条から第十六条まで及び東日本大震災復興特別区域法第五十三条第五項、第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項に規定する国土交通大臣等に対する協議に関する命令第二条から第四条までの国土交通大臣が定める書類等（**国土交通**一三一六）　五
○国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第一条及び東日本大震災復興特別区域法第四十九条第六項に規定する国土交通大臣又は環境大臣等に対する協議に関する命令第一項の国土交通大臣及び環境大臣が定める書類（**国土交通・環境**二）　五

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。